平成28年度

石巻地方広域水道企業団

2 資金不足比率審査意見書

石卷地方広域水道企業団監査委員

石巻地方広域水道企業団 企業長 亀 山 紘 様

> 石巻地方広域水道企業団 監査委員 堀 内 賢 市

> 石巻地方広域水道企業団 監査委員 阿 部 欽一郎

資金不足比率審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第22条第1項の規定により、審査に付された平成28年度石巻地方広域水道企業団資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおり意見を提出します。

なお、堀内賢市監査委員は、平成29年6月30日から本審査に関与しました。

平成28年度石巻地方広域水道企業団資金不足比率審査意見

第1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審 査 の 期 間

平成29年6月1日~平成29年8月7日

第3 審査の方法

審査に当たっては、企業長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第4 審 査 の 結 果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は,いずれも適正に作成されているものと認めた。

なお、資金不足比率については、資金の不足額がないため算定されない。

記

| 比 率 名 | 平成28年度 | 平成27年度 | 経営健全化基準 |
|--------|--------|--------|---------|
| 資金不足比率 | (%) | (%) | (%) |
| | — | — | 20.00 |